

機関番号：27101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20520621

研究課題名（和文） 档案史料を用いた清代の食糧暴動と法制・裁判に関する研究

研究課題名（英文） A Study on Food Riots and Punishment in the Qing Dynasty using Archives

研究代表者 堀地 明 (HORICHI AKIRA)

北九州市立大学・外国語学部・教授

研究者番号：70336949

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、清代中国における食糧暴動の首謀者がどのような法令に基づいて、いかなる刑事罰を受けたのかを実証的に解明することである。雍正～道光年間（1723～1850）の事例を検討した結果、清代の食糧暴動の首謀者に課せられた最重の刑罰は、大清律例軍律激変良民の光棍条例による判決後の即時執行の斬首刑であった。食糧暴動が頻発した乾隆 13(1748)年には、皇帝の意向により斬首執行後の梟首が付加され、刑罰の厳罰化がはかられた。

研究成果の概要（英文）：What kind of penalty did ringleader of food riots in Qing China receive based on what kind of law? This is the problem of this study. In 1723 to 1850, heaviest penalty that was imposed on them is the immediate execution of decapitation based on the criminal law (Daqinglǔli Junlǔ Jibian Liangmin Guangguan Tiaoli). In 1748 when food riots were frequent, display of severed head after decapitation execution was added by the intention of emperor, and toughening penalty was planned.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：中国近世近代史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：档案史料 清代 食糧騒擾 法制 裁判

1. 研究開始当初の背景

国内外の清代法制史研究は法制度の制度的解明や民事裁判の特質に関しては、精緻な研究成果を蓄積してきた。清代社会史研究もとみに盛んであり、膨大な研究成果が出されている。

これまでの清朝法制史研究では、民衆抗議の頻発に対応して、国家が民衆抗議の首謀者を処罰するために、新たな刑罰規定を制定す

るという問題設定は極めて希少であり、法制史研究と民衆抗議研究との積極的対話はない。また、清朝社会史研究においても、民衆抗議をそれ自身に内在する民衆抗議独自の文化・習慣等から理解しようとする視角が主流になりつつあるが、新たな刑罰制定にまで論究し、民衆抗議と国家との諸関係を具体的に解明した研究は、数篇の研究論文が存在するのみである。本研究はこれらの研究史上の問題点・空白を克服し、社会史研究と法制史

研究を有機的に相関させ、研究を前進させる新たな知見の獲得をめざした。

2. 研究の目的

本研究は、清代中国において発生した民衆抗議の首謀者が清朝法制度において、どのような刑法上の条文に基づき、どのような取り調べ及び裁判を経て、如何なる刑事罰を受けたのかについて実証的に論証し、清朝が民衆抗議を法制上どのように位置付けていたのか、民衆抗議と清朝法制との動態的関連の解明を企図した。清代には多種多様な民衆抗議が展開したが、本研究で対象とする民衆抗議は食糧暴動(搶糧搶米そうりょうそうまい)に限定する。本研究は、清代乾隆年間の食糧暴動が頻発した時期に、暴動の首謀者に対する刑事罰が一定の方向に向かい、食糧暴動に専ら適用される新たな刑罰条例が制定されるという作業仮説の検証を進める。検証にあたっては、清代档案史料等の法制・裁判史料を分析し、新たな刑罰条例が整備される経緯・過程、及び具体的内容を明らかにし、かつ新たな刑罰規程が実際に如何にして適応されるのかをも論じる。

3. 研究の方法

主要史料としては、未刊行・非編纂の公文書を意味する档案史料の一つである刑科題本を用いる。刑科題本とは、地方官僚が案件を処理し、量刑を確定するために皇帝に提出した一種の裁判文書である。刊行された法典類や刑法の解釈書は制定された条文を確認するには有益であるが、本研究が掲げる社会史と法制史との相互連関解明には有益な情報は少なく、刑科題本を中心とする档案史料を収集し、それを分析することによって新たな地平に到達することが可能である。清代の裁判は自白中心主義であり、自白にもとづいて量刑が下された。自白調書(供詞・供冊)は刊行された政書や個人文集等にはほとんど収録されておらず、刑科題本に数多く収録されている。

①清代食糧暴動を禁圧・処罰する専門的刑罰の究明、及びその制定過程

本項目は食糧暴動に対する法制の整備に関するものである。第1に、18～19世紀前半における食糧暴動の裁判事例を収集し、暴動の首謀者に適用された刑法上の法令と量刑の内容を抽出し一覧にする。これによって、食糧暴動を禁圧・処罰する法的根拠を確定し、食糧暴動処罰の専項条例がいつ頃より出現するのか、専項条例以外に食糧暴動を処罰する法令は存在するのか否かを確定する。第2に、食糧暴動を禁圧する専項条例の成立過程を地方官僚と皇帝及び刑部(中央法務統官庁)の議論を整理することにより解明する。

②清代刑事裁判における裁判手続きの究明
刑事裁判において食糧暴動の首謀者が、どのような取り調べを受けるのか、また地方官僚が量刑を決定し判決を下す際に犯人の供述をどれほど重視するのかは、有罪の確定・量刑の決定等といった法の執行と不可分な関係にあるゆえ、裁判の事例を収集する中で並行して解明を進める。

③裁判を通じた食糧暴動参加者の社会的諸関係・心性の解明

4. 研究成果

研究課題①に関しては博士学位論文『明清搶糧搶米研究』第7章「清代搶糧搶米と刑罰」において、成果をまとめた。乾隆～道光年間において、食糧暴動を禁圧する最重の刑罰は光棍条例に依拠した斬立決であることを確定した。また乾隆13(1748)年、光棍条例には、主犯者の首を斬首後に食糧暴動発生地にさらす規定が付加され、食糧暴動に対する刑罰が厳罰化されたことも明らかにできた。

研究課題②については、乾隆10(1745)年山西省大同府天鎮県で発生した食糧暴動案の分析を通じて成果が得られた。国家が容疑者に自白させる方法は拷問を加えないものと、拷問を加えて聴取するものの2通りあること、裁判の過程では物的証拠の検証が全く検討されず、専ら自白の内容に基づいて事実認定がなされ、刑罰的法規に基づいて擬罪確定することが明らかとなった。また、初級審での自白聴取と事実認定・量刑が上級審と皇帝にも基本的に継承されてゆくことがあきらかになった。この研究成果は、「清代刑科題本と乾隆10(1745)年山西大同府天鎮県鬧賑案」として公表が決定している。

研究課題③に関しては、博士学位論文第5章「清代雍正・乾隆年間における搶糧搶米の行動論理」において、档案史料より食糧暴動時の宣伝物である「单子」、地方官庁に対する要請文である「帖子」の存在を確認し、「单子」と「帖子」の内容を分析した。その結果、民衆に食糧暴動への参加を呼びかける情報は、「单子」の文字情報の転写と内容の口頭伝聞により拡散していったこと、「帖子」の作成者は主として生員であり、作成者は「帖子」の作成と官庁への上程は公事であり、不法行為ではないと認識しており、この点は官長も作成者と同様な認識であったこと、及び「帖子」作成者の動機は手数料等の成功報酬の獲得、名声の向上にあったこと等を解明できた。

研究課題①②については、博士学位論文にまとめたが、2011年度学術振興会研究成果公開促進費(学術図書)の助成により、『明清

食糧騒擾研究』(単著、汲古書院、2011年12月待刊、530頁)として公刊が決定している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計3件)

1-堀地明「清代刑科題本と乾隆10年山西大同府天鎮県鬧賑」(九州史学会東洋史部会、2010年12月12日)

2-堀地明「清代刑科題本と搶糧搶米研究」(「日本・中国・台湾の研究者による中国民衆運動の史実集積と動態分析」国際学術討論会、2010年11月26-27日、於龍谷大学)

3-堀地明「清代刑科題本と搶糧搶米」(大阪市立大学中国近世近代史研究会、12月20日)

〔図書〕(計2件)

1-共著、吉尾寛編『中国史上の民衆反乱』(汲古書院、2011年10月待刊)、堀地明執筆分担「清代刑科題本と乾隆10(1745)年山西大同府天鎮県鬧賑案」

2-単著、堀地明『明清食糧騒擾研究』(汲古書院、2011年12月待刊)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀地 明 (HORICHI AKIRA)

北九州市立大学・外国語学部・教授

研究者番号：70336949

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：